茨城県報　第１４３３号

平成15年１月20日

月　曜　日

目　次

告　示

ページ

◉指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）……1

◉電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路維持課）……1

◉更正換地処分の届出（土地改良事務所）……2

（選挙管理委員会）

◉選挙の効力に関する異議の申出に対する決定……2

公　告

◉茨城県立内原厚生園の跡地及び跡施設の一部を活用した情緒障害児短期治療施設及び児童養護施設設置運営事業者の公募について（児童福祉課）……3

◉落札者等の公示（出納第二課）……4

告　示

茨城県告示第98号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第78条の規定により告示する。

平成15年１月20日

茨城県知事　橋　本　昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指定年月日
医療法人　鳳香会	デイサービスセンター　パラソル	水戸市東前２丁目28番地	通所介護	平成15年１月10日

茨城県告示第99号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので，同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年１月20日

茨城県知事　橋　本　昌

１　道路の種類　県　道

２　路　線　名　　潮来佐原線

３　区　　間　　潮来市潮来6103番２から

潮来市あやめ１丁目10番１まで

茨城県告示第100号

平成14年11月22日付け土土改指令第10号で認可した小野川地区の更正換地計画については，土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定により公示する。

平成15年１月20日

茨城県土浦土地改良事務所長　　由　　田　　展　　也

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第８号

平成14年12月８日執行の茨城県議会議員一般選挙結城市選挙区の当選の効力に関し，結城市大字小田林1400番地の１，鈴木良雄から異議の申出があったので，当委員会は次のとおり決定した。

平成15年１月20日

茨城県選挙管理委員会委員長　　足　　立　　裕

決第１号

決　　定　　書

茨城県結城市大字小田林1400番地の１

異議申出人　　鈴　木　良　雄

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成14年12月28日付けで提起された同年12月８日執行の茨城県議会議員一般選挙結城市選挙区（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出について，当委員会は次のとおり決定する。

主　　文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人の異議の申出の要旨及び理由を要約すれば，次のとおりである。

１　本件選挙の当選人臼井平八郎（以下「臼井」という。）の当選無効の決定を求める。

２　当選無効の理由は，臼井は，選挙事務所以外での選挙運動の事実があることが確認されたので公職選挙法違反にあたる。

決　定　の　理　由

当選の効力に関する異議の申出が許されるのは，公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第１項の規定により，法第101条の３第２項の規定による当選人決定の告示の日から14日以内に限られる。

ところで，当該当選人決定の告示の日は平成14年12月10日である。

この結果，申出人が異議の申出をすることができるのは同年12月24日までであるが，本件異議申出書が郵送により当委員会に到達したのは平成15年１月７日であり，法定の期間を経過した後であった。

したがって，当委員会は，この異議の申出を不適法なものと判断し，却下せざるを得ない。

よって，当委員会は主文のとおり決定する。

平成15年１月９日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

公　　告

◉茨城県立内原厚生園の跡地及び跡施設の一部を活用した情緒障害児短期治療施設及び児童養護施設設置運営事業者の公募について

茨城県立内原厚生園の跡地及び跡施設の一部の譲受人を次により公募する。

平成15年１月20日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　公募施設及び定員規模

⑴　情緒障害児短期治療施設

施　設　名	定　員　規　模
情緒障害児短期治療施設	入所40名，通所10名

⑵　児童養護施設

施　設　名	定　員　規　模
児童養護施設	入所40名

注１　同一事業者が２施設を併せて設置経営するものとします。

注２　上記の定員規模は，施設改修後のものであり，開所時においては県と事業予定者の協議により決定します。

２　所在地等

⑴　所在地　　東茨城郡内原町鯉渕2508

⑵　敷地面積　　約12,000㎡

⑶　建物状況

ア　鉄筋コンクリート造平屋建（一部２階建）

イ　延床面積　　約3,800㎡

３　土地及び建物の売却

情緒障害児短期治療施設及び児童養護施設の設置に要する土地及び建物は，県が売却します。価格は土地及び建物譲渡契約時の価格とします。

(参考価格)

平成14年10月１日現在鑑定評価額　　136,000千円

４　応募者の資格

応募する時点で児童福祉法に基づく児童入所施設を設置経営し，茨城県内に法人本部がある社会福祉法人とします。

５　応募にあたって

⑴　児童福祉施設最低基準を満たすこと。

⑵　平成15年10月までに開所すること。

⑶　児童居室の一部（２割程度）を個室とすること。

⑷　地域住民の福祉に貢献するよう努めること。

６　事業予定者の決定等

⑴　事業予定者は，提出された書類等により，茨城県保健福祉部内に設置する事業者選定審査会において審査を行い決定します。

⑵　審査結果については応募者全員に文書で通知します。

７　公募要項の配布場所及び配布期間

配　布　期　間	配　布　場　所
平成15年１月20日（月）から２月21日（金）まで 平日　９：00から17：00まで 土曜日，日曜日，祝日は除きます。 郵送はいたしません。	水戸市笠原町978番６ 茨城県庁　13階 保健福祉部児童福祉課施設福祉担当グループ 電話　029－301－3252

８　申込書の提出場所等

提　出　期　間	提　出　場　所
平成15年１月20日（月）から２月21日（金）まで 平日　９：00から17：00まで 土曜日，日曜日，祝日は除きます。 郵送は受け付けません。	水戸市笠原町978番６ 茨城県庁　13階 保健福祉部児童福祉課施設福祉担当グループ 電話　029－301－3252

９　申込に必要な書類

公募要項に定める様式及び書類とします。

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年１月20日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には，茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第４条第１項の公告又は第５条第１項の公示を行った日　⑧その他必要な事項

①自動核酸抽出・リアルタイム定量ＰＣＲシステム　１式　②出納事務局出納第二課　水戸市笠原町978番６　③平成14年12月18日　④中山商事　株式会社　茨城県日立市相賀町17番９号　⑤27,800,000円（消費税及び地方消費税抜き額）　⑥一般競争入札　⑦平成14年11月５日　⑧最低価格

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県総務部総務課

電話番号　029（301）１１１１（代）